|  |
| --- |
| 2019年度第1回京私教協教員免許事務勉強会学力に関する証明書作成実務～文部科学省例示様式をもとに～（2019.7.27　龍谷大学）※2019.9.7加筆（3・9頁）龍谷大学世界仏教文化研究センター事務部　小野　勝士 |

１．「学力に関する証明書」とは

教員免許状申請用の単位修得証明書で、通常の成績証明書とは異なり、申請校種・教科に関係する単位のみ証明する証明書。各大学の発行する通常の成績証明書で代用することはできません。

◎大学の教員免許業務Q＆A　Q81

|  |
| --- |
| Q　教育職員免許状を申請する際の「学力に関する証明書」について、以前は「基礎資格・単位修得証明書」でしたが、いつからどういう理由で変わったのでしょうか。A　「学力に関する証明書」の様式が免許法施行規則に規定されたのは平成20（2008）年3月の免許法施行規則の改正で、平成21（2009）年4月1日から、この様式が使用されることになりました。平成21（2009）年3月31日以前は「基礎資格・単位修得証明書」という名称でした。　様式の最低基準が明示されたのは教員免許更新制の導入と関係があります。教員免許更新制の導入により、平成21（2009）年4月1日以降に発行される免許状には有効期間が付されることになりました。その有効期間の起算点を証明書から判断できるように、「基礎資格・単位修得証明書」の時代にはなかった「上記の全ての単位を修得した年度」という欄が設けられました。この欄を必須項目とすべく様式の最低基準が整えられたものといえます。なお、免許法では、昭和24（1949）年の法律制定時から学力に関する証明書という文言が使用されていました（第7条第1項）。ただし、通常の大学教務においては単位修得証明書という名称が一般的に使われていたため、教員免許取得用の単位修得証明書のことを「学力に関する証明書」と呼ぶことはありませんでした。　平成20（2008）年の免許法施行規則の改正に伴い、これまで様式が規定されていなかった教員免許取得用の単位修得証明書のことを正式に「学力に関する証明書」と明記し、今後この名称で発行するよう文部科学省から示されたことから、改正施行規則の施行日（平成21（2009）年4月1日）以降は、「学力に関する証明書」と呼ぶことが一般的になっています。 |

※Aの2段落目「平成21（2009）年4月1日以降に発行される免許状には有効期間が付されることになりました。」という表現は厳密には「平成21（2009）年4月1日以降に初めて発行される免許状には有効期間が付されることになりました。」というのが正しい。

　平成21（2009）年4月1日以降に発行するすべての教員免許申請用の単位修得証明書は免許法施行規則に定められた項目を含む学力に関する様式で発行しなければならず、様式例が示されなかった昭和63年改正法以前の様式についても新様式を各大学で作成することになりました。

◎平成20年12月3日付文科省への質問と回答（制度改正事項）学力に関する証明書（No.24）

|  |
| --- |
| Q　旧法での発行の場合も「学力に関する証明書」の様式にしなければならないのか。 A　「学力に関する証明書」の様式に関しては、経過措置を設けておりませんので、新法、旧法いずれの授与においても適用されます。 |

※この時点での旧法は昭和63年改正法を指します。

２．法律上の位置付け

▼教育職員免許法

|  |
| --- |
| （証明書の発行）第7条　**大学**（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）**は、免許状の授与、**新教育領域の追加の定め（第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めをいう。）**又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。**2　国立学校又は公立学校の教員にあっては所轄庁、私立学校の教員にあってはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。3　所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長（幼稚園の園長を含む。）の意見を聞かなければならない。4　免許状更新講習を行う者は、免許状の授与又は免許状の有効期間の更新を受けようとする者から請求があつたときは、その者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。5　第1項、第2項及び前項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。 |

⇒「文部科学省令」＝第1項については、教育職員免許法施行規則第73条　別記第2の1号～4号様式

☞　教育職員免許法が委任する文部科学省令は教育職員免許法施行規則です。

インターネットの法令検索では法律が委任する委任先の条文はどこかわからないことがあります。「教員免許ハンドブック」等の法規集には委任先の条文が記載されているので、法律の委任先を調べる場合は法規集にあたるとよいです。

平成20（2008）年の法改正で第4項と第5項が新たに追加されました。第4項が追加されたのは、平成21（2009）年度より免許状更新講習が開始されることから、それに関わる証明書の規定が必要であるからです。第5項は、証明書様式に関する規定です。これまでは全国的に明示されておりませんでしたが、最低限記載しなければならない事項が別記様式にて示されることになりました。第5項の「文部科学省令」とは具体的に免許法施行規則第73条～73条の3になります。

　免許法で定められている証明書の種類は5種類あるということが第7条からわかります。

①学力に関する証明書　→　第1項

②人物に関する証明書　→　第2項

③実務に関する証明書　→　第2項

④身体に関する証明書　→　第2項

⑤免許状更新講習の課程修了証明書、免許状更新講習の一部の履修に関する証明書　→　第4項

以上の5種類になります。

　これらの証明書は請求者から発行依頼がなされると断ることはできません。1・2・4項の条文の最後に「・・・証明書を発行しなければならない。」とあります。

にもかかわらず、発行を拒む大学があるそうで、都道府県教育委員会より文科省に下記の要請がなされ、文科省から回答が出ております。

◎教員免許ハンドブック[[1]](#footnote-1) 1（解釈事例編58頁）

○学力に関する証明書の発行義務

|  |
| --- |
| Q　大学は、免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から請求があったときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならないとされているが、最低修得単位数を満たしていない場合や退学など様々な要件を満たさないと、学力に関する証明書を発行しない大学がある。　　大学を卒業後、別の大学の科目等履修生として不足単位を修得しようとする場合、卒業大学から学力に関する証明書が発行されないと、どの単位が不足しているのかわからず、これから単位を取得しようとする大学等としても履修指導ができず対応に苦慮しているので、学生から請求があった場合は、学力に関する証明書を発行するよう、大学にご指導願いたい。A　第7条第1項により、大学は、免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から請求があったときは、学力に関する証明書を発行しなければならないことになっている。このようなことがあった場合には、個別具体的な大学名を文部科学省まで連絡してほしい。 |

◎大学の教員免許業務Q＆A　Q84

|  |
| --- |
| Q　教職課程の履修を申告制です。在学時に履修申告をしていなかった者から「学力に関する証明書」の発行依頼があり、在学時に履修申告がなかったことから発行を断りましたが、問題があるでしょうか。A　このケースで発行を断ることは免許法第7条の規定に反するものであり、問題があります。免許法第7条第1項に「大学（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）は、免許状の授与、新教育領域の追加の定め（第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めをいう。）又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。」と規定されています。つまり発行請求があった場合、必ず発行しなければならないということになります。また、このように発行を拒む大学があった場合は個別大学名を文部科学省まで連絡してほしいとの同省からの見解（教員養成・免許制度研究会編、1991a）が出ていますので、注意が必要です。 |

　新課程を有さない大学において、新法に読み替えた学力に関する証明書を発行できない場合は、当然のことながら新法の学力に関する証明書は発行できません。その場合は、旧課程（対象者によっては旧々課程）での学力に関する証明書しか発行することはできません。

▼教育職員免許法

|  |
| --- |
| 第21条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。《第1号　省略》二　第7条第1項又は第2項の請求があつた場合に、虚偽の証明書を発行したとき。《第2項　省略》 |

☞「誤発行」は第21条の処罰対象となるか？

◎いろは綜合法律事務所・大西康嗣弁護士（大阪弁護士会所属）の見解

|  |
| --- |
| Q　成績表をもとにエクセルファイルの証明書様式に入力しますので、誤発行がたまに起こります。　単純な誤発行について「虚偽」にあたるのかどうか、また、この「虚偽」という用語の示す範囲についてご教示願えればと思います。A　虚偽とは、真実でないことを偽って、真実であるとすることです。　但し、刑法を初めとする各種罰則規定は、故意犯のみを処罰するのを原則としていて、過失犯については、過失犯処罰規定がない限りは、処罰されません。　そうすると、エクセル作成時の誤発行は、過失によって引き起こされるものですので、過失犯処罰規定のない教育職員免許法における「虚偽」にはあたらないことになります。　したがって、誤発行は、同条では処罰されないとなります。 |

上記のとおり刑事上の責任は問われませんが、誤発行により請求者が不利益を被った場合は民事上の責任を問われることがあります。

◆発行請求があれば課程認定を受けていない校種・教科等の証明書も発行しなければならないのか。

・中高の課程しかないが小学校の学力に関する証明書を求められる場合の対応。

・教育職員免許法施行規則第66条の6のみを証明する証明書の発行について。【別紙資料1頁】

３．証明書様式

▼教育職員免許法施行規則

|  |
| --- |
| （学力に関する証明書の様式）第73条　免許法第7条第1項に規定する証明書の様式は、別記第2の1号様式から第2の4号様式までのとおりとする。 |

⇒施行：平成21（2009）年4月1日

平成21（2009）年4月1日以降は免許法施行規則第73条で定められた様式例で提示されている事項を含む様式を使用しなければなりません。

免許法第7条で定められている5種類の証明書ですが、証明書例はそれぞれ次の条文に規定されています。

①学力に関する証明書（第1項） →　免許法施行規則第73条　別記第2の一号～四号様式

②人物に関する証明書（第2項） →　免許法施行規則第73条の2　別記第3の一号様式

③実務に関する証明書（第2項） →　免許法施行規則第73条の2　別記第3の二号様式

④身体に関する証明書（第2項） →　免許法施行規則第73条の2　別記第3の三号様式

⑤免許状更新講習の課程修了証明書、免許状更新講習の一部の履修に関する証明書（第4項）→免許法施行規則第73条の3　別記第四号様式

▼別記第2の一号様式（第73条関係）

|  |
| --- |
| 学力に関する証明書（別表第　）氏　名年　月　日生　　上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第　）第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。年　月　日○○大学　学長　○○　○○　印記1、基礎資格・学位の種類・在学期間　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日　～　　年　月　日（○○大学○○学部○○学科　卒業）2、単位・（教科及び教職）（養護及び教職）（栄養に係る教育及び教職）に関する科目（科目名）○○単位・教職に関する科目（科目名）○○単位・特別支援教育に関する科目（科目名）○○単位・（教科又は教職）（養護又は教職）（栄養に係る教育又は教職）に関する科目　　○○単位・上記の全ての単位を修得した年度　　年度・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（科目名）○○単位 |

備考

一　「（別表第　）」の箇所には、「別表第1」、「別表第2」又は「別表第2の2」と記入すること。

二　「学位の種類」の箇所には、「修士（　）」、「学士（　）」又は「短期大学士（　）」のごとく、学位の種類及び分野を記入すること。

三　「（教科及び教職）（養護及び教職）（栄養に係る教育及び教職）」の「（科目名）」の箇所は、教科及び教職に関する科目については、「教科及び教科の指導法に関する科目「国語に関する専門的事項」のごとく教育職員免許法施行規則第2条から第5条までに規定する科目名を、養護及び教職に関する科目については、「養護に関する科目（衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。））」のごとく教育職員免許法施行規則第9条の表に掲げる科目名を記入し、栄養に係る教育に関する科目及び教職に関する科目については、「栄養に係る教育に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第10条に規定する科目名を記入すること。

四　「特別支援教育に関する科目」の「（科目名）」の箇所には、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第7条第1項の表の第1欄から第4欄に掲げる科目名を記入すること。

五　教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の「（科目名）」の箇所には、「日本国憲法」のごとく教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目名を記入すること。

免許法施行規則に定めている様式は、学力に関する証明書に含めるべき最低限の項目を示したものであり、当該項目が含まれていれば、

・他の項目を追加すること

・項目の順番等が異なっていること

などについては問題ありません。

◆改正法様式（中一種免：社会）【別紙資料2頁】

◎平成20年12月3日付文科省への質問と回答（制度改正事項）学力に関する証明書

（No．2～8の回答部分）

|  |
| --- |
| 省令に定めている様式は最低限の項目を示したものであり、当該項目が含まれていれば、それ以上の項目を記載いただいてかまいません。また、2008年4月に送付した「教員免許更新制関係資料集」や文科省HPに掲載されている様式例は、あくまで例であり、このとおりに記載する必要はありません。 |

◎平成22年度改訂版手引き（253頁）

|  |
| --- |
| Q　ホームページ上に学力に関する証明書の記載例が掲載してあるが、このとおりに作成しなければならないのか。A　ホームページ上に掲載してある学力に関する証明書は、あくまで記載例であるため、このとおりに作成する必要はない。　ただし、施行規則に規定されている文言は原則として学力に関する証明書に全て記載した上で作成することが必要である。ただし、適宜項目の追加等をすることは構わない。 |

◎平成30年5月18日付事務連絡（No．55）

|  |
| --- |
| Q　学力に関する証明書について、新法施行後も引き続き大学独自の様式を使用しても構わないか。A　可能であるが、学生や授与権者の判断が容易になるように、独自様式を使用 する場合においても、後日文部科学省が示す予定の学力に関する証明書の様式に記載の内容を参考とした上で作成いただきたい。 |

◎大学の教員免許業務Q＆A　Q82

|  |
| --- |
| Q　文部科学省のウェブサイトに記載例が掲載されていますが、そこにある「確認欄」は必要なのでしょうか。また、記載例にあるように個別修得授業科目名も記載しなければならないのでしょうか。A　「学力に関する証明書」に最低限記載すべき事項については免許法施行規則第73条の様式に規定されています。そこには質問にある「確認欄」は規定されていません。　一方、免許法施行規則第73条の様式をもとに文部科学省が実際の証明書様式をウェブサイト上で示しています。（http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/kyoin/menkyo/syoumei.htm）このサイトでは、日常の業務でよく使用する別表第1の様式に「確認欄」というものがあります。この欄は、免許法施行規則に規定がないため記載上は任意項目となりますが、免許状を授与する立場や履修指導をする立場からすると、この欄、もしくはこの欄に代わる項目がないと免許状授与や履修指導において苦慮することになります。その理由は、教職に関する科目については「各科目に含めることが必要な事項」を含んで修得したかどうか、教科に関する科目については「一般的包括的内容」を含んで修得したかどうかが重要なポイントとなります。もし修得できていなければ修得しなければなりません。その修得の有無を確認するのが「確認欄」という項目だからです。したがって、記載上の任意項目については、発行様式が新法・旧法・旧々法のいずれの区分であるかに関係なく、限りなく必要な項目として認識しておく必要があります。　次に修得授業科目名を記載すべきかという点についてですが、免許法施行規則では定めがないため、修得授業科目名を記載しても修得単位数のみを記載してもどちらでも構わないということになります。ただし、提出先が個別授業科目名の記載を求める場合があります。求められる証明書の様式・内容に応じて発行するのが望ましいと思いますが、どうしても提出先の求める様式で発行できない理由がある場合は、提出先に事情を説明して対応について判断する必要があります。個別授業科目名を記載する場合、旧法の単位を**、**新法の単位にみなした場合の学力に関する証明書の記載方法について、どちらの科目名を記載すべきか、また、備考欄に、旧法・新法どちらの科目を記載しているか付記すべきか、ということで迷うことがありますが、法令上特に定めがありません。備考欄の記載については、任意項目であり、大学の判断に任せられます。読み替えを行った旨の記載があるとより丁寧なのではないかと考えます。 |

◎大学の教員免許業務Q＆A　Q83

|  |
| --- |
| Q　以前、「学力に関する証明書」には「本籍地」も記載するよう教育委員会から言われたことがありましたが、記載しないといけないのでしょうか。 A　「学力に関する証明書」に「本籍地」を記載する必要はありません。「学力に関する証明書」に最低限記載すべき事項は免許法施行規則第73条に様式によって規定されています。そもそも「学力に関する証明書」という名称や施行規則に様式が規定されたのは平成20（2008）年3月の免許法施行規則の改正で、平成21（2009）年4月1日から、この様式が使用されることになりました。平成21（2009）年3月31日以前は、様式も全国的に定まっておらず、各大学が所管の都道府県教育委員会の指導のもと、様式を作成していました。また、都道府県教育委員会規則において様式を定めている自治体もありました。その当時は免許状に記載することになっている「本籍地」についても証明書様式に盛り込み、大学が証明するよう指示されていたことがありましたが、免許法施行規則に規定する「学力に関する証明書」の様式には本籍地の欄は無いため、記載の必要はありません。ただし、各大学の判断で記載することを妨げるものではないとの取り扱いになりました。 |

　1枚の学力に関する証明書で2免許課程の単位修得を証明することは可能とされていますが、その場合はそれぞれの免許課程での修得単位数が明確にわかるようにしておかなければなりません。

　たとえば中学校と高等学校の数学を1枚の証明書にまとめる場合、道徳の理論及び指導法の単位修得証明にあたっては、高等学校では大学が独自に設定する科目のとして単位修得証明しなければなりませんので、中学校と高等学校で共通開設している単位であっても、道徳の理論及び指導法のように修得証明欄が異なることがありますので、そのあたり間違えないようにしなければなりません。

◎平成20年12月3日付文科省への質問と回答（制度改正事項）学力に関する証明書（No.15・16・29）

|  |
| --- |
| （No．15）Q　「学力に関する証明書」について、各教科ごとになっていますが、中高と同じ教科の場合にも、別に作成しなければならないのでしょうか？（No．16）Q　1校種1教科で1枚ずつ発行しなければならないか。必要事項を含んでいれば、従来通り、1枚の証明書で複数教科（学校種）を証明しても問題ないと思いますが、いかがでしょうか？（No．29）Q　中高で同じ教科の場合、学力に関する証明書は同一のものでかまわないか。例えば、家庭科のように中学校には家庭電気・機械及び情報処理という科目がなく、高校では家庭電気・機械及び情報処理という科目があるような場合、学力に関する証明書を同一のもので作成すると、学士を既に取得し、4年生までに中一種（家庭）の必要最低単位を修得し、留年して5年目に家庭電気・機械及び情報処理の科目の単位を修得した場合、中学校と高等学校で有効期間が異なってしまうことが考えられる。（この証明書を用いて、中学校のみの申請を行うことも考えられる）A　改正後の免許法施行規則においては、原簿の記載事項として、「所要資格を得た年度」が追加されました。このため、個々の免許状の授与に必要な所要資格を得た日を明確にする必要があるため、学力に関する証明書については、①免許状毎に別に発行するか、②1枚で証明する場合には、免許状毎に必要な単位を修得した年度がわかるようにすることが必要になります。 |

★最終的に学力に関する証明書の記載内容は免許状にどのように反映されるのか。　【別紙資料3頁】

○申請者記載の申請書と学力に関する証明書の記載内容の一致を確認される。

・氏名　・生年月日　・学校種、教科

○転記される証明内容

・根拠規定　・基礎資格

・教育機関等名（基礎資格取得大学・学科等名、基礎資格取得日（卒業または修了年月日））

・修得単位←法定最低修得単位数のみ記載される。

・有効期間満了の日←上記の全ての単位を修得した年度と基礎資格取得年度のうち遅い方が起算点になる。

★根拠規定ごとに証明書様式は異なり、申請者の授与要件に係る別表に合わせて証明書を作成する。

⇒一般的に別表第1・2・2の2様式以外で請求されるのは別表第4様式ぐらいである。

★上記の全ての単位を修得した年度欄は必ず教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を除く。

⇒なぜか。

・そもそも免許法施行規則に規定されている「学力に関する証明書」の様式の使用開始は教員免許更新制が導入された2009年4月1日以降発行分からである。

・2009年4月1日以降発行の免許状には原則として10年の有効期限がつく。

⇒例外：2009年3月31日までの免許状取得者

・10年の起算点と有効期限の満了時はいつか。

・所要資格を得た日の属する年度の翌年度の初日以後、同日から起算して10年を経過する日翌日から起算して10年を経過する日まで（免許法第9条第4項）。

・10年の起算点を知るための書類が「学力に関する証明書」になる。

・所要資格を得た状態とは、基礎資格＋別表第1から別表第2の2の第三欄に定める科目の修得した状態をいう。教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目は別表第1から別表第2の2の第三欄に定める科目の修得でないため、これらの科目の修得年度は免許更新制に関係がない。そのため、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の上に上記の全ての単位を修得した年度欄がある。

◎大学の教員免許業務Q＆A　Q82

|  |
| --- |
| Q　「学力に関する証明書」にある「上記の全ての単位を修得した年度」欄は何の意味があるのでしょうか。以前発行していた分にはありませんでした。 A　「上記の全ての単位を修得した年度」という欄は、「学力に関する証明書」という名称が定められ、様式が規定された平成20（2008）年3月の免許法施行規則の改正で加わった項目です。以前というのは平成21（2009）年3月31日以前のことだと思われます。改正免許法施行規則の施行日である平成21（2009）年4月1日から、この項目が入った証明書を発行することになりました。この免許法施行規則の改正により様式の最低基準が明示されたのは、教員免許更新制の導入と関係があります。教員免許更新制の導入により、平成21（2009）年4月1日以降に発行される免許状には有効期間が付されることになりました。その有効期間の起算点は所要資格を得た年度の翌年度の初日（4月1日）となっています。「所要資格を得た」とは基礎資格（学位等）と免許法施行規則第66条の6に定める科目を除いた免許状取得に必要な教職関係科目を揃えることができた状態のことを言います。　学位を取得した日と、必要な教職関係科目を揃えることができた日の属する年度のうち、いずれか遅い年度から起算しますので、この「上記の全ての単位を修得した年度」欄は有効期間を求める上で重要になってきます。 |

★証明権者

・教育職員免許法施行規則では「学長」となっているが、大学によっては学部長・研究科長の場合もある。（特に学長にこだわる必要はない。各大学で規定する証明権者であればよい。）

・自学科等で認定を受けていない学校種・免許教科の科目の単位を他学科受講により修得した場合の証明権者はだれか？　⇒　各大学の規定による。

☆2011/8/7文科省回答

|  |
| --- |
| 免許法第7条は、ご存知のとおり、証明書の発行義務を「大学」に課しています。また、学校教育法体系のうち大学の規定に関するもの（学校教育法、同施行令、同施行規則、大学設置基準など）についても、学部や学科という組織を置くことは書いてありますし、学科レベルの設置認可・届出に係る規定もありますが、学部や学科に対して義務や権利を規定しているものはありません。つまり、国の法令では、学部や学科でどのような事務を行うかは、基本的に、大学において決められるものという前提があります。おそらく、大学だと、学部自治や学部の事務があり、そこで、当該学生の面倒をどちらが見るのか、という話が出るのかと思いますが、外から見れば、どちらの学部で証明したかより、大学として証明したかの方が意味がありますので、適宜適切に事務をしていただければ結構かと思います。 |

◆証明書交付願

・請求者の求める様式での発行を行うため他の証明書の交付願と比べて多くの記入項目を要する。

・請求者の求め通りに発行したとしても、請求者の思い違いや理解不足で請求者の意図しない証明書を発行することもあり、苦情が寄せられることがある。

・しかし、発行者側としては請求者の意図がわからないことが多く、また電話で問い合わせて確認したにもかかわらず、請求者の求めるものと異なる場合があり、労が多い。

【別紙資料4～7頁：龍谷大学様式、首都大学東京様式】

※別紙5頁（3）に訂正があります。

中高の一種免許状

旧法（平成10年改正法） 2000（平成12）～2018（平成30）年度以降入学者

中学の専修免許状／高校の専修免許状

旧法（昭和６３年改正法） 1990（平成2）～2018（平成30）年度以降入学者

４．各証明項目について

（1）基礎資格

在学生から発行依頼があった場合の在学期間の終了日については、証明書の交付日とし、「…～○○月○○　在学中」という記載とするのが一般的です。また在籍中の科目等履修生の場合も同様に、「…～○○月○○　在籍中」と記載し、在学生・科目等履修生とも、交付日において確定している単位を記載します。在学生の場合、学位は取得していませんので空欄になります。次のような記載になります。

1．基礎資格

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・学位の種類 |  | ・備考 |  |
| ・在学期間 | 平成○○年○○月○○日　～　平成○○年○○月○○日在学中（○○大学○○学部○○学科） |

基礎資格の証明で注意しなければならない点として4年制大学で退学の場合、除籍となった場合、当然のことながら一種免の基礎資格は発生しませんが、2年以上在学し、62単位以上修得していた場合は、二種免の基礎資格が発生しますので、その場合は備考欄にその旨を記載することになります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・学位の種類 |  | ・備考 | 2年以上在学し、62単位以上修得 |
| ・在学期間 | 平成○○年○○月○○日　～　平成○○年○○月○○日退学（○○大学○○学部○○学科） |

「短期大学士の学位を有することと同等以上の資格」とは2年次の3月31日（学年終了日または暦年終了日）まで在学し、選択・必修を問わず62単位以上修得していることをいいます。

◎ハンドブック解釈事例（289頁）

○短期大学士の学位を有することと同等以上の資格

|  |
| --- |
| Q　「文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認め」る場合として、「大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合」が認められているが、当該要件には、更に具体的な要件があるのか。　　例えば、2年以上在学とは、2年次の3月8日（大学の各学年における授業終了日）まででよいのか、それとも、2年次の3月31日（学年終了日又は暦年終了日）まで在学することを要するのか。　　また、62単位以上とは、大学が2年次までに必修としている単位を含んで62単位以上を必要とするのか、それとも、単に修得単位が62単位以上あればよいのか。A　 前段　3月31日まで在学することを要する。　　後段　2年以上在学するとは文字通り2年間大学に在学することであり、当該期間において修得した単位が62単位以上なければならない。 |

除籍・退学者から「学力に関する証明書」の発行請求があった場合で上記の要件に該当する場合、基礎資格欄の備考欄に「2年以上在学62単位以上修得」と記載することがあります。

　平成22（2010）年9月１日付け事務連絡が発出される前は、免許法施行規則第66条の2第一号中の「大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者」について、1つの大学に継続して2年以上在学することを要するとされていました。しかし、1つの大学での在学期間でなければならない旨の特段の規定はないことから、複数の大学に在籍していた者の場合であっても、複数の期間を通算して2年以上の在学期間があれば、当該規定が適用されることとなりました。

◎ハンドブック解釈事例（635頁）

○在籍期間の通算

|  |
| --- |
| Q　文部科学大臣が短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者と同等以上の資格を有すると認める要件として、施行規則第66条の2第1号中「大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者」について、複数の大学に在学していた者の場合は、複数期間を通算して考えてよいのか。A　御見解のとおりと解する。 |

参考）平成22（2010）年9月1日付事務連絡発出前の解釈（平成16年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議質疑事項）

|  |
| --- |
| 問42　在籍期間の通算について（宮城県）準学士の称号を有する者と同等以上の資格を有すると認められる要件の、「大学に2年以上在学し、62単位以上を修得」について、複数の大学に在籍をしていた者の場合は、複数期間を通算して考えてもよいのか。答　準学士の称号と同等以上の資格としては、一つの大学に継続して2年以上在学することを要するものと解する。 |

（2）単位修得機関・単位修得期間欄

2008年の免許法施行規則の改正により文部科学省HP上で示された様式には「1．基礎資格」欄しかありませんでした。この様式の課題点として、他学科受講や卒業後出身学科以外で免許状取得を目指した場合、文学部歴史学科の出身者が数学の免許状を取得した場合、学力に関する証明書からは、どこの認定課程で履修したのかがわかりづらいという点が授与権者側から指摘されていました。それを改善すべく、基礎資格を取得した学科等以外での単位修得期間がある場合はその旨を記載するように改められました。

1．基礎資格

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・学位の種類 |  | ・備考 |  |
| ・在学期間 | 平成○○年○○月○○日入学　～　令和○○年○○月○○日卒業（○○大学○○学部○○学科） |

2．単位修得機関・単位修得期間

|  |  |
| --- | --- |
| ①学部 | 上記基礎資格欄と同じ |
| ②科目等履修（他学部・他学科受講含む。） | 単位修得期間 | 平成○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日 |
| 上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名○○大学○○学部○○学科○○専攻 |

文部科学省から送付された証明書の説明のファイルより

|  |
| --- |
| 当該証明書の学校種・教科の免許状に係る必要単位を修得した機関及び期間が、「1．基礎資格」欄に記載したものと同一である場合は「上記基礎資格欄と同じ」等と記載することまた、この他に科目等履修（他学部他学科聴講を含む）により単位を修得した場合は、当該科目等履修を行った機関及び期間を、②欄に記載すること（①及び②を1枚の証明書ではなく別葉で作成することも差し支えない）例1＜①②欄どちらも記載あり＞卒業後同大学同学部同学科にて科目等履修を行った場合、「1．基礎資格」欄には卒業までの在学期間を記載し、「2．単位修得機関・単位修得期間」の①欄には「上記基礎資格欄と同じ」、②欄には科目等履修生としての在籍期間を記載すること例2＜①欄のみ記載＞単位修得を、「1．基礎資格」欄に記載した機関でのみ行い、②欄に該当がない場合、「2．単位修得機関・単位修得期間」の②欄には「－」を記載すること例3＜②欄のみ記載＞教職課程のない大学を卒業後、教職課程のある他大学にて全て科目等履修により単位を修得した場合（「1．基礎資格」欄に記載した機関において証明書に記載する単位の修得がない場合）、「2．単位修得機関・単位修得期間」の①欄には「－」を記載すること例4＜①②欄どちらも記載せず＞①欄及び②欄にどちらも該当がない場合（本証明書において単位修得を証明しない場合）、「2．単位修得機関・単位修得期間」欄及び「3．単位」欄は全て空欄で良い |

例1の具体例

1．基礎資格

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・学位の種類 | 学士（文学） | ・備考 |  |
| ・在学期間 | 平成31年4月1日入学　～　令和5年3月20日卒業（○○大学文学部歴史学科） |

2．単位修得機関・単位修得期間

|  |  |
| --- | --- |
| ①学部 | 上記基礎資格欄と同じ |
| ②科目等履修（他学部・他学科受講含む。） | 単位修得期間 | 令和5年4月8日～令和6年3月31日 |
| 上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名○○大学文学部歴史学科 |

　1枚の学力に関する証明書において、学部生と科目等履修生の2つの身分において修得した単位修得証明を行うことは可能です。

大学によっては身分ごとに学力に関する証明書を発行する場合もありますが、その場合、一般的包括的な内容を含む科目の証明で注意を要する場合があります。

具体的には高等学校地理歴史の科目区分「日本史」の一般的包括的な内容を含む科目として授業科目「日本史A」及び「日本史B」の2科目で構成している場合、学部時に「日本史A」を科目等履修生時に「日本史B」を修得した場合、それぞれの学力に関する証明書の確認欄に○が記載されません。しかし、同一の認定課程において修得した単位ですので、身分をまたがって複数科目でもって構成される一般的包括的な内容を含む科目の単位修得を行った場合は学力に関する証明書の備考欄において一般的包括的な内容を含んで修得した旨の記載は必要です。

「上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名」ですが、これは修得者が取得しようとする課程認定において修得しているかどうかを確認するための欄です。科目等履修生の場合、学部レベルでの受け入れで学科所属としていないことがほとんどだと思います。その場合、学力に関する証明書においてはどこの認定課程において修得したのか記載する必要がありますので、学力に関する証明書記載上の所属学科を決めておく必要があります。

例2の具体例

1．基礎資格

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・学位の種類 | 学士（文学） | ・備考 |  |
| ・在学期間 | 平成31年4月1日入学　～　令和5年3月20日卒業（○○大学文学部歴史学科） |

2．単位修得機関・単位修得期間

|  |  |
| --- | --- |
| ①学部 | 上記基礎資格欄と同じ |
| ②科目等履修（他学部・他学科受講含む。） | 単位修得期間 | ― |
| 上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名― |

　　学部時に授与要件を満たすパターンで、このケースでの発行が一番多いのではと考えます。

例3の具体例①

1．基礎資格

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・学位の種類 |  | ・備考 |  |
| ・在学期間 |  |

2．単位修得機関・単位修得期間

|  |  |
| --- | --- |
| ①学部 | ― |
| ②科目等履修（他学部・他学科受講含む。） | 単位修得期間 | 平成31年4月8日～令和2年3月31日令和2年4月8日～令和3年3月31日令和3年4月8日～令和4年3月31日 |
| 上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名○○大学文学部歴史学科 |

例の説明では「教職課程のない大学を卒業後」とありますが、他大学や他学部出身の科目等履修生はこのパターンになります。

例3の具体例②

1．基礎資格

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・学位の種類 | 学士（文学） | ・備考 |  |
| ・在学期間 | 平成31年4月1日入学　～　令和5年3月20日卒業（○○大学文学部歴史学科） |

2．単位修得機関・単位修得期間

|  |  |
| --- | --- |
| ①学部 | ― |
| ②科目等履修（他学部・他学科受講含む。） | 単位修得期間 | 平成31年4月1日～令和5年3月20日 |
| 上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名○○大学文学部日本語日本文学科 |

　　同一学部の他学科で免許状を取得する場合も例3の記載になります。

例4の具体例

1．基礎資格

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・学位の種類 | 学士（文学） | ・備考 |  |
| ・在学期間 | 平成31年4月1日入学　～　令和5年3月20日卒業（○○大学文学部歴史学科） |

2．単位修得機関・単位修得期間

|  |  |
| --- | --- |
| ①学部 | ― |
| ②科目等履修（他学部・他学科受講含む。） | 単位修得期間 | ― |
| 上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名― |

極めて稀なケースだと思います。一切の単位修得がない場合はこのような証明になります。

（3）単位

①単位修得済授業科目欄

単位の証明にあたっては、修得した授業科目名まで記載するのか、科目区分名と修得単位数だけでよいのかという質問がよくあります。免許法施行規則の規定には、授業科目名の記載まで求められておりませんので、授業科目名まで掲載するかどうかは大学の判断になります。授業科目名を掲載した結果、修得単位数が多いと2枚以上にわたる場合があります。2枚にわたる場合であればA4の両面印刷で対応したり、片面の場合は割り印を押す等してひと続きの証明書であることが相手方にわかるようにしておけばよいでしょう。

◎平成20年12月3日付文科省への質問と回答（制度改正事項）学力に関する証明書（No.4）

|  |
| --- |
| Q　「単位修得済授業科目」欄には、必ず大学での開講科目名を記載する必要があるのか。また、記載が必要な場合、1つの枠に複数の科目を記載することもあり、用紙が2～3ページにわたるケースが考えられるが、1枚に収めなくともよいか。A　省令に定めている様式は最低限の項目を示したものであり、当該項目が含まれていれば、それ以上の項目を記載いただいてかまいません。また、2008年4月に送付した「教員免許更新制関係資料集」や文科省HPに掲載されている様式例は、あくまで例であり、このとおりに記載する必要はありません。 |

②確認欄

　確認欄は、免許法施行規則に必要記載事項として規定されていません。しかし、なんらかの表示がないと、旧教職に関する科目の含む事項や一般的包括的な内容の単位が修得できているかわかりませんので、この欄もしくは、備考欄に記載することで旧教職に関する科目の含む事項や一般的包括的な内容の単位の修得の有無がわかるようにしておくほうがよいと考えます。

◎平成20年12月3日付文科省への質問と回答（制度改正事項）学力に関する証明書（No.5）

|  |
| --- |
| Q　様式例で示されているこの項目については、免許法施行規則に定められていないが、授与権者に証明事項がわかるように「含む事項」（一般的包括的内容）の単位数等が備考欄で記載されていればよいか。A　省令に定めている様式は最低限の項目を示したものであり、当該項目が含まれていれば、それ以上の項目を記載いただいてかまいません。また、2008年4月に送付した「教員免許更新制関係資料集」や文科省HPに掲載されている様式例は、あくまで例であり、このとおりに記載する必要はありません。 |

確認欄で誤ってはいけないのは、中高の教科に関する専門的事項に関する科目において、1つの科目区分において2科目以上の必修科目が設定されている場合です。

授業科目の内容上、2科目の単位を修得してはじめて、一般的包括的な内容を満たす場合、当然2科目修得して初めて一般的包括的内容を満たしたことになります。正確な理解を要するケースとして次の4パターンがあります。課程認定申請様式第2号（関係様式の抜粋）を用いて説明します。下線を引いた授業科目及び単位数は課程認定申請と同様に一般的包括的な内容を含む授業科目及び単位であることを示しています。

■パターン1（高等学校：地理歴史）

|  |  |
| --- | --- |
| 免許法施行規則に定める科目区分 | 左記に対応する開設授業科目 |
| 授業科目 | 単位数 |
| 必修 | 選択 |
| 日本史 | 日本史A日本史B | 22 |  |

　日本史Aと日本史Bの両方の単位修得でもって、科目区分「日本史」を一般的包括的にカバーしたことになります。よっていずれか1科目の単位が未修得となった場合は、確認欄に○を入れることはできません。

■パターン2（高等学校：地理歴史）

|  |  |
| --- | --- |
| 免許法施行規則に定める科目区分 | 左記に対応する開設授業科目 |
| 授業科目 | 単位数 |
| 必修 | 選択 |
| 日本史 | 日本史A日本史B日本文化史 | 222 |  |

　一般的包括的ではない「日本文化史」を必修科目として設定している場合、「日本文化史」が未修得となった場合であっても、「日本史A」及び「日本史B」の単位が修得できていれば確認欄に○を記入することができます。「日本文化史」は大学の教学上の理由で必修とされているだけで免許法施行規則上の必修科目ではないということになります。よって「日本文化史」の未修得となっても科目区分「日本史」の確認欄に○が記載できないということにはならないものの、卒業要件上の必修科目である場合は当然のことながら卒業できないということになりますので、一種免許状の場合は免許状を申請することはできません。

（中学校：社会）

|  |  |
| --- | --- |
| 免許法施行規則に定める科目区分 | 左記に対応する開設授業科目 |
| 授業科目 | 単位数 |
| 必修 | 選択 |
| 日本史及び外国史（新規則では日本史・外国史） | 日本史概説西洋史概説東洋史概説 | 444 |  |

　3科目でもって一般的包括的な内容を含む科目設定がされています。例えば「日本史概説」のみの修得のみにとどまった場合、つまり「西洋史概説」及び「東洋史概説」の単位が未修得となった場合ですが、この場合、確認欄に○を記載できないものの、証明書備考欄において「日本史分野のみ一般的包括的な内容を修得」と記載することで、他大学等の他の認定課程において改めて日本史分野の一般的包括的な内容を修得する必要はありません。

　このようなことが認められている理由ですが、社会の認定課程を有する学科等には高等学校地理歴史の課程認定を受けている場合が多いことに起因しています。社会の科目区分「日本史及び外国史」と高等学校地理歴史の科目区分「日本史」「外国史」は共通開設されているのが一般的です。

　授業科目「日本史概説」を具体例として考えると、この授業科目は中学校社会の科目区分「日本史及び外国史」の日本史分野の一般的包括的な内容を含む科目、高等学校地理歴史の科目区分「日本史」の一般的包括的な内容を含む科目として設定されることがほとんどです。

　もし「日本史概説」のみの修得となった場合、高等学校地理歴史の科目区分「日本史」の確認欄に○を記載することができるものの、社会の科目区分「日本史及び外国史」において日本史分野を一般的包括的に修得できていないとするのは矛盾するからです。

　下記の平成29（2017）年10月13日京都府教育庁による一括申請説明会資料において明らかにされた文部科学省からの解釈事例によるとこれまでは「日本史及び外国史」に限っていたものの、それ以外でも一般的包括的な内容を学修していると判断できれば「日本史及び外国史」に限らないと示されました。

◎平成29年10月13日京都府教育庁による一括申請説明会資料

○複数の認定課程で修得した教科に関する科目が一般的包括的内容を満たす例について

|  |
| --- |
| Q　複数の認定課程にまたがって教科に関する科目の一般的包括的内容をみたすことができるのは、中学校（社会）の「日本史及び外国史」に限ると見解が出されているが、他に具体的に想定している科目があるのか。A　原則としては、一般的包括的科目については課程認定を受けている1つの学科で修得する必要があります。しかし、一般的包括的か否かの判断は文部科学省しか行うことができないこととしてしまうと、個別の事情等があり、教育委員会が一般的包括的かどうかの判断を行うことが可能な場合であっても、それが禁止されてしまうことになり、本来、教育委員会の事務である免許状の授与についても過度にその権限を縛ってしまうことになります。　例えば、上記原則の例外として、以前よりお伝えしている「日本史及び外国史」の件のほかにも、同一大学内での転学科の場合、転学科元・転学科先において共通開設されている科目を履修していた場合についても、一般的包括的内容を含むことが明らかな場合として、異なる学科で習得した単位を合算して一般的包括的内容を含む科目として認定されたものとすることがありうると考えております。なお、このようなケースについて大学は、免許状申請の際は、転学科先の学科が「転学科前に修得した科目だが、転学科先の科目と共通開設しており同一内容である」旨を学力に関する証明書において記載・証明していただく必要があると考えております。　このようなケース以外にも、「明らかに一般的包括的内容を含む」ことが確認できる場合については、上記原則の例外として、教育委員会の判断により免許状授与を行っていただくことが可能であると考えております。 |

　この解釈事例に示されている同一大学内での転学科の場合ですが、このような事例が考えられます。文学部歴史学科から法学部法律学科に転学科する場合です。両学科にも地理歴史の課程があり、科目区分「日本史」の一般的包括的内容を含む科目は両学科とも「日本史A」及び「日本史B」の2科目でもって満たすとしており、この授業科目が2学科で共通開設されている場合です。

（高等学校：地理歴史）

|  |  |
| --- | --- |
| 免許法施行規則に定める科目区分 | 左記に対応する開設授業科目 |
| 授業科目 | 単位数 |
| 必修 | 選択 |
| 日本史 | 日本史A日本史B | 22 |  |

　歴史学科2年の時に「日本史A」を修得し、法律学科に転学科した3年の時に「日本史B」の単位を修得しました。この場合、法学部法律学科の学力に関する証明書において「転学科前の修得単位とあわせて一般的包括的な内容を含む」と記載すれば、科目区分「日本史」の一般的包括的な内容を含む証明ができます。

■パターン3（中学校：社会）

|  |  |
| --- | --- |
| 免許法施行規則に定める科目区分等 | 左記に対応する開設授業科目 |
| 授業科目 | 単位数 |
| 必修 | 選択 |
| 「社会学、経済学」 | 社会学概論経済学 | 22 |  |

「　」の科目区分についてはいずれか1つの分野のみの一般的包括的内容を含む科目の単位修得のみで免許法施行規則上の一般的包括的な内容を含む要件を満たします。

　この事例では社会学分野の一般的包括的内容を含む科目は「社会学概論」、経済学分野の一般的包括的内容を含む科目は「経済学」が設定されています。両科目を必修としておりいずれか1科目の修得しかいたらなかったとしてもこの科目区分の一般的包括的内容を満たしたとして確認欄に○を記載することができます。

③備考欄

備考欄の使い方については、特段、免許法施行規則に規定されていません。よって、大学の判断において証明書を受け取る相手方に必要な情報があれば掲載するということになります。例えば、文部科学省例示の証明書記載例においては、読み替えた場合の根拠規定を記載する等の例示がされています。それと同様に入学前の既修得単位の単位認定を行った場合は、その根拠規定を記載して、認定を行った単位であることがわかるようにしておいたほうが望ましいと考えます。

編入学時に単位認定を行っている場合は、認定した旨を記載しておくべきだと考えます。授与権者において法定最低基準以上の認定を行っていないかの確認を経るために必要だという理由からです。

◎平成20年12月3日付文科省への質問と回答（制度改正事項）学力に関する証明書（No.3）

|  |
| --- |
| Q　編入の場合も含め、認定した科目についてはその旨備考欄に明記するのか。（法令根拠の記載まで必要でしょうか）A　省令に定めている様式は最低限の項目を示したものであり、当該項目が含まれていれば、それ以上の項目を記載いただいてかまいません。また、2008年4月に送付した「教員免許更新制関係資料集」や文科省HPに掲載されている様式例は、あくまで例であり、このとおりに記載する必要はありません。 |

◆備考欄の記載例（免許法施行規則第10条の3により編入等の入学前の既修得単位を認定した場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 単位修得済授業科目 | 備考 |
| 名称 | 単位数 |
| ※教育原論 | 2 | ※印の科目は教育職員免許法施行規則第10条の3第1項により認定した科目 |
| ※教職論 | 2 |

注1）旧課程での認定の場合は第10条の7第1項

注2）留学先の単位を認定した場合は第10条の3第2項（旧課程の場合は第10条の7第2項）

④大学が独自に設定する科目／教科又は教職に関する科目

◎平成20年12月3日付文科省への質問と回答（制度改正事項）学力に関する証明書（No.8）

|  |
| --- |
| Q　「教員免許更新制関係資料集」やHPで提示されている様式例では「教科又は教職に関する科目」の欄に「大学が加える教職に関する科目に準ずる科目」との記載があるが、別記第2の一号様式（第73条関係）には、「大学が加える教職に関する科目に準ずる科目」の記載はない。この齟齬についてご説明いただきたい。A　省令に定めている様式は最低限の項目を示したものであり、当該項目が含まれていれば、それ以上の項目を記載いただいてかまいません。また、2008年4月に送付した「教員免許更新制関係資料集」や文科省HPに掲載されている様式例は、あくまで例であり、このとおりに記載する必要はありません。 |

◎平成20年12月3日付文科省への質問と回答（制度改正事項）学力に関する証明書（No.13）

|  |
| --- |
| Q　「教科に関する科目」で一般的包括的な内容を網羅していない科目を履修した場合は、「確認」欄に印を入れないのではなく、「教科又は教職に関する科目」として取り扱うのか。A　大学が教科に関する科目として開設しているものについては、教科に関する科目の欄に記載いただくことを想定しています。 |

④教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

◎平成20年12月3日付文科省への質問と回答（制度改正事項）学力に関する証明書（No.1）

|  |
| --- |
| Q　66条の6に定める科目を修得した機関が他大学の場合、認定した上で記入するのがベストな方法なのか。または、取得した教育機関にその部分のみ証明する「学力に関する証明書」を作成依頼し、あわせて免許申請すべきか。A　どちらでも構わないと考えます。 |

（3）上記の全ての単位を修得した年度

基本的には全修得単位のうち、最後に修得した単位の年度を記載することになりますが、それぞれ個別修得科目ごとに修得年度を記載してもよいこととされています。

◎平成20年12月3日付文科省への質問と回答（制度改正事項）学力に関する証明書（No.2）

|  |
| --- |
| Q　「上記の全ての単位を修得した年度」の一行以外にそれぞれの科目（大学の開設科目）ごとに修得年度を記載しても差し支えないのでしょうか？A　省令に定めている様式は最低限の項目を示したものであり、当該項目が含まれていれば、それ以上の項目を記載いただいてかまいません。また、2008年4月に送付した「教員免許更新制関係資料集」や文科省HPに掲載されている様式例は、あくまで例であり、このとおりに記載する必要はありません。 |

修得年度の記載方法は西暦・和暦のどちらでもよいとされています。

◎平成20年12月3日付文科省への質問と回答（制度改正事項）学力に関する証明書（No.22）

|  |
| --- |
| Q　「学力に関する証明書」の「上記の全ての単位を修得した年度」の記入は、「西暦での記入ですか？」もしくは、「和暦での記入ですか？」A　どちらでも結構です。 |

免許法施行規則第66条の6に定める科目を除いた修得年度の最終年度を記載します。

◎平成20年12月3日付文科省への質問と回答（制度改正事項）学力に関する証明書（No.20）

|  |
| --- |
| Q　「上記の全ての単位を修得した年度」には省令で示されているとおり、免許法施行規則第66条の6に定める科目を除くという理解でよろしいでしょうか？A　そのとおりです。 |

　必修科目、選択必修科目、選択科目を問わず、全修得単位が対象になります。

◎平成20年12月3日付文科省への質問と回答（制度改正事項）学力に関する証明書（No.25）

|  |
| --- |
| Q　免許取得を満たす単位を修得後に選択科目を修得した場合、証明書にはその単位数も記載されるが、最終修得年度はどちらにあわせればよいのか。A　後に修得した選択科目で良いと考えられます。 |

1. 教員養成・免許制度研究会編『教員免許ハンドブック1』法令・解説編（第一法規、1991年）

第一法規株式会社の参照ページ（http://www.daiichihoki.co.jp/dh/product/617878.html） [↑](#footnote-ref-1)